

標準約款等以外の供給条件

(令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に係る電気料金等の特別措置)

2025年8月1日実施

北海道電力株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適用

この標準約款等以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、電気標準約款〔低圧〕、電気標準約款〔低圧〕（コクリエ）、電気標準約款〔低圧〕（首都圏エリア）、電力契約標準約款（高圧）、電力契約標準約款（特別高圧）、オプション契約約款およびその他当社が定める供給条件等（特定小売供給約款を除きます。以下これらを総称して「約款等」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 供給条件

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波による災害（以下「当該災害」といいます。）により被災されたお客さま（当該災害に関し、2025年7月30日以降、原則として2026年7月29日までに、災害救助法第2条第3項の規定により公示された区域〔以下「災害救助法適用地域」といいます。〕のお客さまといたします。また、2025年7月30日以降、原則として2026年7月29日までに、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により激甚災害に指定された場合は、当該激甚災害の対象地域のお客さまを含みます。）から、2026年1月末日（2025年7月30日以降、原則として2026年7月29日までに、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により激甚災害に指定された場合で、災害救助法適用地域以外の地域が当該激甚災害の対象地域に指定されたときは、当該指定日が属する月の6月後の末日といたします。）までにこの供給条件の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて罹災証明書等を提出していただきます。

- (1) 2025年6月（支払期日が2025年7月30日以降のものに限ります。）、7月、8月および9月分の料金の支払期日をそれぞれ1月延伸いたします。
- (2) お客さまが被災された日（以下「被災日」といいます。）から引き続きまったく電気を使用しない場合には、2026年1月末日までに限り、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ 割引の対象

基本料金（深夜電力Aの場合は料金とし、また、最低月額料金の適用を受ける場合

は最低月額料金といたします。)といたします。ただし、電気標準約款〔低圧〕17(料金の算定)(1)イ、ロまたはハおよびその他の約款等における同様の規定に該当する場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに、被災日から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

- (3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気標準約款〔低圧〕40(工事費負担金等相当額の申受け等)およびその他の約款等における当該規定と同様の規定にかかわらず、工事費負担金等相当額を申し受けません。

イ 被災日から引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、2026年1月末日までに被災された需要場所において新たに需給契約の申込みをされた場合で、その申込みにおける契約負荷設備の総容量、契約電流、契約容量または契約電力が被災日の契約負荷設備の総容量、契約電流、契約容量をこえないとき。

ロ お客さまが、再建等のため、2026年1月末日までに被災された需要場所において新たに臨時電力の申込みをされた場合

ハ お客さまが、再建等のため、2026年1月末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、その供給方法が被災日の供給方法と同一であり、原則として初回の工事のとき。

- (4) 基本料金を定める契約種別のお客さま(ただし、低圧で電気の供給を受ける場合は、契約負荷設備により契約容量または契約電力を定めているお客さまに限ります。)の電気設備が災害により一時使用不能となった場合、2026年1月末日までに限り、当該電気設備に相当する基本料金を申し受けません。

3 そ の 他

その他の事項については、約款等に定めるところによるものといたします。